

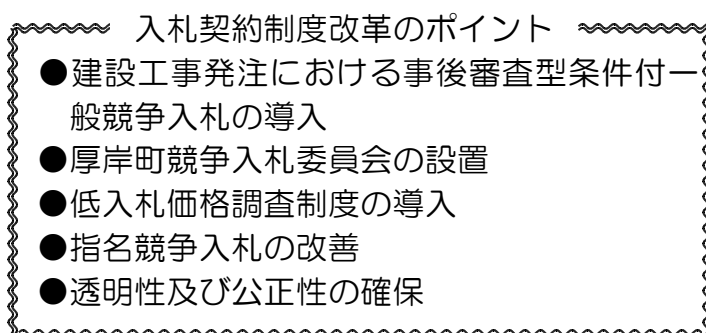
# 入札契約制度改革に係る取組方針

平成 20 年 10 月  
厚 岸 町 建 設 課

はじめに

近年、官製談合等の事件が全国で発生しており、公共工事の発注にあたっては、透明性の確保並びに不正行為排除の徹底、適正な施工の確保が強く求められています。

国・地方公共団体は限られた財源を効率的に活用し、受注者の選定等適正な手続により公共工事を実施することを責務として負っており、本町においては平成14年度に入札契約の改善を行い適正化に努めてきたが、更なる事務の改革を推し進め、より公正で適切な入札契約制度を構築するため、この度「入札契約制度改革に係る取組方針」を策定しました。



## 1. 建設工事発注における事後審査型条件付一般競争入札の導入

事後審査型条件付一般競争入札を試行する。

### 【国からの指針等】

◎地方自治法上は一般競争入札が原則。(地方自治法第234条)

◎公共工事入札契約適正化指針(平成18年5月23日閣議決定)により一般競争入札の拡大が示されている。

◎総務省、国土交通省通達により、早期実施が求められている。(平成19年3月30日)

### 【メリット】

◎公平性、透明性が高まり、一層の適正化が図られる。

◎参加業者が不特定多数となるため、競争性が高まる。

### 【デメリット】

◎施工能力が劣る業者や不誠実な業者を排除することが困難である。

◎過当競争、ダンピングの発生による質の低下を招く恐れがある。

◎入札審査や施工監督等の事務量が膨大となる。

### 1) 事後審査型条件付一般競争入札

※ 一般競争入札の導入に伴う事務量の増大に対応するため、事務の効率化の観点から事後審査型条件付一般競争入札を採用する。

事後審査型条件付一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)とは、入

札前に行う入札参加資格の確認申請手続きを省略し、入札公告等に定める入札参加資格要件を備えていれば入札に参加できる方法で、開札後に有効となる入札の最低価格入札者（落札候補者）から順に資格審査を行い、適格者を落札決定する入札の方法である。

## 2) 対象工事

事後審査型入札の対象は、厚岸町が発注する建設工事で、町長が必要と認めたものとし、なお、地方自治法第234条の規定に基づき、事業主管課等と協議し、契約担当課が選定の上、町長が決定する。

## 3) 参加資格要件の設定

工事の品質の確保及び不良不適格業者の参入防止とともに、地元業者の育成に配慮するため、事後審査型入札に参加資格の要件を設定します。

### 【主な要件の内容】

#### ①施工実績

過去10年間において、当該工事と同種同規模の施工実績がある。

#### ②所在地要件

地元業者育成の観点から、工事規模等に応じて入札参加者を営業所の所在地で限定する。

#### ③その他の要件

施工実績不良業者の排除要件の設定など

## 2. 厚岸町競争入札委員会の設置

事後審査型入札の実施に伴い、従前の指名選考委員会を「入札委員会」に移行する。

### 1) 入札委員会の業務

- ①事後審査型入札執行に参加する者に必要な資格の設定
- ②事後審査型入札執行による落札者の適否の審議
- ③指名競争入札に参加させるべき者の選考
- ④低入札価格調査及びこれに係る落札者の適格性の判定
- ⑤入札及び契約の制度に関する調査及び検討
- ⑥その他入札及び契約に関する必要な事項

### 2) 委員会の構成

副町長、会計管理者、税財政課長、まちづくり推進課長、競争入札に参加するために必要な資格の審査を所管する課の課長、事業主管課長等

### 3. 低入札価格調査制度の導入

健全な建設業者の育成及び品質確保の観点から過度な安値受注を防止するため、低入札価格調査制度を導入する。

#### ※低入札価格調査制度

予定価格の3分の2から10分の8.5の間で工事毎に設定する調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な施工が可能かを調査し、可能と判断した場合に契約を締結する制度。

### 4. 指名競争入札の改善

設計図書等を電子化して指名業者へ配付することにより、閲覧制度を廃止する。

### 5. 透明性及び公正性の確保

これまでも公共工事の入札契約情報は建設課の掲示板及び町のホームページで公表してきたが、さらに透明性を高めるため随意契約の契約状況や指名選考結果についても町のホームページで公表する。

また、予定価格については平成14年度から事前公表として来たが、適正な競争を確保する観点から入札後の公表とする。